

第 13 回 浜田市農業委員会総会会議録

日 時：令和 7 年 2 月 26 日（水）9：30～10：20

場 所：浜田市役所 4 階 講堂 A B C

1 出席委員

【農業委員】（ 13 名）

1 番 中 田 善 喜	2 番 佐々木 京 子	3 番 大 崎 健 太	4 番 高 橋 伸 幸
5 番 岡 本 健 治	6 番 原 田 義 一	7 番 野 上 省 三	8 番 皆 本 浩 己
10 番 川 神 昌 暢	14 番 岩 谷 淳 志	17 番 柿 元 信 次	18 番 玉 田 一
19 番 南 谷 勇			

【農地利用最適化推進委員】（ 15 名）

1 番 河 野 恒 弘	1 番 近 重 邦 昭	2 番 永 見 繁 廣	3 番 河 西 堅
4 番 小松原 常 雄	5 番 永 見 昌 之	10 番 大 谷 数 義	11 番 長 野 昭 三
12 番 高 橋 久美子	13 番 橋 本 安 延	14 番 田 村 邦 麿	15 番 河 崎 健
16 番 野 村 明 治	18 番 串 崎 美 之	19 番 大 森 一 利	

2 欠席委員

【農業委員】豊田知世、河上昭二、青葉 真、稲田勝志、藤若裕香、三浦寿紀

【農地利用最適化推進委員】道下文男、領家 悟、永見 孔

3 出席職員

【農業委員会事務局】木原事務局長、岡本係長、濱野主任主事

【農林振興課】堂原農業振興係長、松本会計年度任用職員

【しまね農業振興公社】植本相談員

4 次 第

(1) 開会

(2) 報告 公共事業による廃土処理届出について（1 件）

認定電気通信事業者等が行う農地転用届について（1 件）

農業用施設に供する届（1 件）

農地利用目的変更届について（1 件）

(3) 議案 議第 1 号 地域農業経営基盤強化促進計画「地域計画」の作成について

議第 2 号 農用地利用集積計画の策定について（利用権設定 17 件）

議第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（5 件）

議第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（1 件）

議第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（2 件）

議第 6 号 転用統制外証明願について（非農地証明）（3 件）

5 閉 会

議 長	<p>はじめに総会を開催するにあたり、浜田市農業委員会会議規則第4条により、本日の出欠状況等の報告を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>本日、欠席の報告がありました農業委員は、9番 豊田委員、11番 河上委員、12番 青葉委員、13番 稲田委員、15番 藤若委員、16番 三浦委員、以上6名から欠席の連絡がありました。</p> <p>農業委員の出席は、現在13名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、総会は成立いたします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員の欠席は、6番 道下委員、7番 領家委員、8番 永見委員、以上3名から欠席の連絡がありました。</p>
議 長	<p>事務局から報告がありましたように、本日の総会は成立しております。ただいまから第13回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>続いて、浜田市農業委員会総会会議規則第15条に規定する議事録署名委員を指名いたします。5番：岡本委員、17番：柿元委員、よろしくをお願いします。本日の議事が円滑に進行できますよう、委員のみなさまのご協力をよろしくをお願いします。</p> <p>それでは、「次第」の1番目「報告」です。報告は、公共事業による廃土処理届出他、4件です。事務局から説明をお願いいたします。なお、事前の質問等がありましたら、事務局の説明を併せてお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、公共事業による廃土処理届出「7号」について説明します。場所は、岡見小学校から約400m南南東の宮ヶ迫町内です。こちらは、三隅益田道路岡見地区他第11改良工事として、廃土量約700m³を、工事中道路に隣接し経済的に有利であることから、また、所有者の希望により畑として整備する計画となっております。工事期間は、通知日から令和7年3月31日までの予定となっております。</p> <p>続いて、認定電気通信事業者等が行う農地転用届「1号」について説明します。場所は、国府まちづくりセンター有福分館から約1,150m西南西の上府町荒相町内です。こちらは、特別高圧送電線路の6電線張替工事を行うもので、2筆の農地、2,220m²のうち243m²を利用するという計画となっております。工事期間は、通知日から令和7年6月30日までの予定となっております。</p> <p>続いて、農業用施設に供する届「2号」について説明します。「地目は農地のまま、農地の形状などを変更するもので、許可案件ではありませんが、総会でいただきましたご意見、ご指摘等があれば申請者へお伝えさせていただ</p>

	<p>きます。場所は、小国まちづくりセンターから約2,200m北北東の柚根町内です。届出は、田、2,026 m²のうち167 m²で、収穫物の保管場所、農機具置場など農作業調整施設の設置です。3ページに始末書が提出されていますが、既に平成15年4月に施設は設置されている案件です。申請地は農用地区域内、第1種農地となっております。</p> <p>報告事項4点目、農地利用目的変更届「4号」について説明します。場所は、三保まちづくりセンターから約500m北東の古市場下古市町内です。届出は、田、1,028 m²で、利用目的を「田」から「畑」に変更するものです。野菜・果樹等を耕作することとされ、隣接者等から異議支障が出た場合は、私方において責任を持ち解決することとしておられます。申請地は農用地区域内です。事前質問はありませんでした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、「次第」の2番目、議案に入ります。</p> <p>議第1号、地域農業経営基盤強化促進計画「地域計画」の作成について、農業委員会へ意見を求められています。また、事前の質問等がありましたら、事務局から説明をお願いします。</p>
農林振興課	<p>私からは、農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）について説明させていただきますので、よろしくお願いします。</p> <p>地域計画につきましては、農業経営基盤強化促進法の改正により、令和7年3月末までに策定が義務付けられました。本庁農林振興課及び各支所産業建設課が集落等との協議の場を設定し、そこでの意見を反映した計画案を作成しましたので、基盤法第19条第6項の規定に基づく意見照会をさせていただくものです。作成にあたっては、委員の皆様にも協議の場への参加や、農家の意向調査などで大変お世話になりました。ありがとうございました。</p> <p>事前に「地域計画策定地域一覧」という資料を送付させていただきました。必要に応じ、本庁・各支所において用意しておりました計画案をご確認いただいていると思いますので、個々の計画案については説明を省略させていただきますが、浜田市全域で64の計画案を作成しております。今後のスケジュールですが、3月5日から19日までの2週間で案の縦覧を行い、3月28日に公告を行う予定としています。</p> <p>なお、地域計画案の作成についての委員の皆様からの事前質問はございませんでした。</p>

併せて、今後の農地の貸借手続きについてもお知らせさせていただきます。お配りしております、「農地貸借相談票」と書かれた資料をご覧ください。

基盤法の改正により、これまでの相対による貸借はできなくなり、原則、農地中間管理事業または農地法 3 条による貸借に変わります。利用権設定が終期を迎える貸付者、耕作者に対しては、これまで終期通知とともに利用権設定の申出書を同封しておりました。4 月以降、別添の「農地貸借相談票」を耕作者の終期通知に同封し、提出してもらうこととしています。その際、貸借期間が 3 年未満のもの、地域計画外のものについては農地法 3 条による貸借となりますので、農業委員会総会において審議され、許可書が発行されることとなります。また、3 年以上で地域計画内農地の貸借は中間管理機構による貸借となりますので、農林振興課において貸付者、耕作者それぞれの促進計画案を作成し、押印をしてもらうこととしています。お手元にお配りしております促進計画の様式をご覧ください。中間管理事業による貸借については、今後は総会での報告事項となりますので、貸借成立後まで委員の皆様が知る機会がなくなります。そうしたことから、様式の右下にありますように該当エリアの委員さんに記名をいただくことで、貸借が行われることをお知らせできればと思っております。この記名については、できるだけ耕作者から委員の皆様にご連絡をとっていただき、記載してもらうよう考えておりますが、難しい場合は農業委員会事務局または農林振興課から皆様にご連絡し、本庁または支所で記載してもらうよう考えております。

以上が今後の農地の貸借手続きについてでございますが、4 月から法改正ということで、農林振興課においてもどのように貸借が進んでいくか、手探りの状態です。疑義等が発生すれば、その都度修正や対応しながら進めていきたいと考えておりますので、委員の皆様のご協力をよろしく願います。ご不明な点等がありましたら、農林振興課または農業委員会事務局へご連絡ください。

議 長

地域計画等につきまして、皆様からご意見・ご質問があれば願います。それでは、この度それぞれの地域で作成された「地域計画」にそった耕作を今後進めていくこととなります。

議第2号、農用地利用集積計画の策定について、農業委員会へ議決を求めら

	<p>れています。事務局の説明をお願いします。また、事前の質問等がありましたら、併せてお願いします。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について、浜田市から農業委員会へ議決を求められております。農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をご覧ください。農業者の皆さまから申出のありました「利用権設定は、17件、50筆、78,663㎡」で、同法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されています。公告期間は、「令和6年12月27日から令和7年1月9日までの14日間」、開始日を「令和7年1月1日以降」とされています。</p> <p>事前質問として、申請番号17番について、受入者について、自作地がないようですが、そばの栽培ができるのか？との質問があり、確認したところ、作業機械については、土地所有者の機械を借用予定。農作業については、経験のある方に指導をいただきながら耕作する予定との頃でした。説明は以上です。ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>議第2号について、説明が終わりました。皆様方から何かありましたらお願いします。</p> <p>ないようですので、採決に入ります。農用地利用集積計画について、承認いただける農業委員、推進委員の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>～ 挙手 多数 ～</p>
議長	<p>挙手 多数 です。承認といたします。</p> <p>続きまして議第3号 農地法第3条の規定による許可申請は、5件です。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「22号」について説明します。場所は、浜田道重富バス停留所から約750m東南東の旭町本郷 上本郷町内です。申請は、田及び畑3筆、合計1,284㎡で、無償による所有権移転です。譲渡事由は、県外在住で耕作することができないため、既に現地を耕作しておられ、譲受人に所有権移転するものです。周辺は自己所有地でもあり「周囲に及ぼす影響は特にない」と申請されています。こちらにつきまして、所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断いたしました。</p> <p>「23号」について説明します。場所は、木都賀まちづくりセンターから約250m北の錦ヶ岡町内になります。申請は、畑、96㎡、現況も家庭菜園程度</p>

の農地で、無償による所有権移転です。譲渡事由は、遠方に居住しており、耕作できないため、近隣に居住する譲受人に所有権移転するものです。万一被害があった場合には、譲受人の責任において対処する、と申請されています。こちらにつきまして、所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断いたしました。

「24号」について説明します。場所は、久佐まちづくりセンターから約350m北北東の町内は久佐郷町内になります。申請は、田及び畑、4筆、合計2,988㎡で、有償による所有権移転です。譲渡事由は、宅地建物と共に空き家バンク登録しており譲渡するとされ、譲受事由としては、居宅と共に周辺農地を取得するもので、農機具も譲渡人が使っておられたものを譲受人が引き続き使用するとされています。集落営農や経営体への集積等の取組への支障・農薬の使用法の違いによる耕作への支障が出ないように努めます。万一被害・異議が生じた場合は、譲受人の責任において対応します、と申請されています。こちらにつきまして、所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断いたしました。

「25号」について説明します。場所は、市木ふれあい広場から約100m東の越木町内です。申請は、田及び畑、7筆、合計6,180㎡で、無償による所有権移転です。譲渡事由は、既に利用権により耕作していた農地及び周辺農地を耕作していた土地を合意解約したのち譲受人に所有権移転するもので、万一被害があった場合には、譲受人の責任において対処する、と申請されています。こちらにつきまして、所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断いたしました。

「26号」について説明します。場所は、石見まちづくりセンター宇津井分館から約875m南南東の宇津井町内です。申請は、畑、2筆、合計472㎡で、無償による所有権移転です。譲渡事由は、遠方に居住しており、耕作できないため、隣接地に居住する譲渡人に所有権移転するものです。周辺の土地も田や畑として使用されており、申請地を畑として使用することは問題ない。もし集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用法の違いによる耕作への支障が出た場合は、当事者間で話し合い解決します、と申請さ

	<p>れています。こちらにつきまして、所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断いたしました。</p> <p>事前質問はありませんでした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「22号」につきまして、「14番 岩谷委員 または 田村委員」補足説明をお願いします。</p>
岩谷委員	<p>2月10日に現地を確認しました。事務局の説明のとおりでございます。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>「23号」につきまして、「16番 野村委員」補足説明をお願いします。</p>
野村委員	<p>現地は、私は、13日に確認をしましたが、譲受人さんは、ハウスを中心に野菜作りをしておられまして、特に問題はないと思います、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>「24号」につきまして、「17番 柿元委員 または 永見委員」補足説明をお願いします。</p>
永見委員	<p>2月10日に、委員・事務局で現地を確認しました。問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>「25号」につきまして、「12番 高橋委員」補足説明をお願いします。</p>
高橋委員	<p>2月10日に、委員・事務局で現地を確認しました。事務局の説明のとおりでして、問題はないと思います。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>「26号」につきまして、「10番 川神委員 または 大谷委員」補足説明をお願いします。</p>
大谷委員	<p>先日、現地を確認しました。親戚同士の所有権移転ということで、以前から譲受人が耕作しておられたということで、問題はないと思います。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>その他、皆様方からありましたらお願いします。</p>
佐々木委員	<p>「25号」について、写真では、一部の農地が荒れているように思いますが、耕作されるということでよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>水田は、これまで、利用権により耕作されていましたが、この度、周辺農地も畑として利用すると聞いています。</p>
議 長	<p>その他、ありませんか。</p> <p>ないようですので、採決に入ります。第3条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 全員～</p>
議 長	<p>挙手、全員です。承認といたします。</p> <p>続きまして、議第4号 農地法第4条の規定による許可申請は1件です。事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>「10号」について説明します。場所は、島根県立大学から約425m東北東の、野原町1町内です。申請は、畑、118㎡で、転用目的は、周辺の農地以外の土地を含めて、貸集合住宅の建築です。資金証明として融資証明が提出されています。被害防止対策等につきましては、被害防除対策には万全を期し、周辺の農地に影響がないようする。万一被害が生じた場合には、申請人において責任をもって対応にあたる、と申請されています。許可の判断は、第3種農地で、農地法第4条第6項、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。</p> <p>事前質問はありませんでした。説明は以上です。</p>
議長	<p>続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。</p> <p>「10号」につきまして、「11番 長野委員」補足説明をお願いします。</p>
長野委員	<p>先般、委員・事務局で現地を確認しました。周囲も宅地化が進んでおりまして、許可をしてもよいと判断したところです。</p>
議長	<p>その他、皆様方から何かありましたらお願いします。</p> <p>ないようですので、採決に入ります。</p> <p>第4条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>～挙手 全員～</p>
議長	<p>挙手、全員です。承認いたします。</p> <p>続きまして、議第5号 農地法第5条の規定による許可申請は2件です。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「28号」について説明します。場所は、浜田高校から約575m南東の、相生1町内です。申請は、畑、2筆、合計322㎡です。転用目的は、個人住宅の建築で、資金証明として融資証明が提出されています。なお、土地の一部が既に舗装されていました。平成2年4月頃、父が5条申請をしたうえで、工事に係る現場事務所・寄宿舍用地として賃貸しておりましたが、賃貸終了後も、土地が現状回復されず一部敷地の舗装面が残ったまま、相続した旨の顛末書の提出もありました。被害防止対策等につきましては、生活排水は合併浄化槽を通じ、また雨水は市道側溝へ排水するので周辺への影響はない。万一被害が生じた場合は、譲受人の責任において対応します、と申請されています。許可の判断は、第3種農地で、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断</p>

	<p>いたしました。</p> <p>「29号」について説明します。場所は、八戸川漁協から約100m北北東の、戸川町内です。申請は、田、3筆、1,682㎡です。転用目的は、進入路・駐車場・庭園及び家庭菜園等の利活用とされ、既に進入路が整備されていることから、顛末書が提出され、申請者の亡き父は平成6年頃農に農地内に無許可で進入路を造成したものです。なお、近接する居宅が空き家バンクとして合わせて購入されるということで、その費用も含めた融資証明が提出されています。被害防止対策等につきましては、雨水等は敷地内側溝を通じ道路側溝に放流する。周辺への影響はないと思われるが、万一近隣から苦情があった場合は、誠意を持って対処する、と申請されています。許可の判断は、第2種農地で、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。</p> <p>事前質問はありませんでした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「28号」につきまして、「11番 長野委員」をお願いします。</p>
長野委員	<p>先般、委員・事務局で現地を確認しました。顛末書の提出もありますが、一時転用の際の原型復旧がされなかったようです。果樹が数本植えてありましたが、所有者が県外在住ということもあり、なり物はない状況だと思われました。許可をしてもよいと判断したところです。</p>
議 長	<p>「29号」につきまして、「14番 岩谷委員 または 田村委員」をお願いします。</p>
岩谷委員	<p>2月10日に委員・事務局で現地を確認しました。説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>その他、皆様方から何かありましたらお願いします。</p> <p>ないようですので、採決に入ります。第5条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 全員～</p>
議 長	<p>挙手、全員です。承認といたします。</p> <p>続きまして、議第6号転用統制外証明願（非農地証明願）は3件です。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「23号」について説明します。場所は、国府小学校から約400m南東の下府5町内です。非農地証明の対象農地は、畑、2筆、合計840㎡で、昭和年月</p>

	<p>日不詳から耕作放棄、現況原野と申請されています。農地区分は、第 2 種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しました。</p> <p>「24 号」について説明します。場所は、矢原自治会館から約 50m 南東の矢原郷町内です。非農地証明の対象農地は、田、159 m²で、年月日不詳から耕作放棄となり、現況原野と申請されています。農地区分は、第 2 種農地になります。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しました。</p> <p>「25 号」について説明します。場所は、石見まちづくりセンター細谷分館から約 550m 北北西の三階町 3 町内になります。非農地証明の対象農地は、畑、981 m²で、昭和 50 年月日不詳頃から耕作放棄となり、現況原野と申請されています。農地区分は、第 2 種農地です。なお、今回市道のり面改修工事を実施するにあたり、非農地証明後に分筆する予定となっております。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しました。</p> <p>事前質問はありませんでした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。「23 号」につきまして、「1 番 河野委員 または 近重委員」補足説明をお願いします。</p>
河野委員	<p>先般、現地確認をしました。以前は「ぶどう」等を栽培しておられましたが、現況として耕作は長年しておられません。よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>「24 号」につきまして、「7 番 野上委員 または 領家委員」補足説明をお願いします。</p>
野上委員	<p>事務局の説明のとおりです。よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>「25 号」につきまして、「11 番 長野委員」補足説明をお願いします。</p>
長野委員	<p>先般事務局と現地を確認しました。説明のとおり、今後耕作をされる見込みはないと判断しました。よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>その他、皆様方から何かありましたらお願いします。</p> <p>ないようですので、採決に入ります。</p> <p>転用統制外証明願・非農地証明願について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～ 挙手 全員 ～</p>

議 長	<p>挙手、 全員 です。承認いたします。</p> <p>その他、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>その他、無いようですので、以上を持ちまして、第13回総会を終了します。</p>
-----	---

終了 午前10時20分